

建設工事の認定業者の方へ

営業所調査について

今回認定した業者の皆様に対しましては、今後必要に応じ、営業所の営業実態を確認する調査を行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

等級ごとの認定

建設工事のうち、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事にあつては、A, B, C, Dの4つの等級に区分し、認定しています。(造園工事はA, B, Cの3区分)。

認定に必要な基準点数は、「客観点数」(経審の総合評定値)と「主観点数」(県独自の主観的項目の評価)を合算した総合点数であり、次の「等級別基準点数」の区分に応じて等級を認定しています。

等級別基準点数表

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設工事
A	920 点以上	930 点以上	850 点以上	810 点以上	920 点以上	780 点以上	880 点以上
B	920 点未満	930 点未満	850 点未満	810 点未満	920 点未満	780 点未満	880 点未満
	740 点以上	810 点以上	700 点以上	690 点以上	700 点以上	610 点以上	750 点以上
C	740 点未満	810 点未満	700 点未満	690 点未満	700 点未満	610 点未満	750 点未満
	610 点以上	640 点以上	540 点以上	530 点以上	620 点以上		590 点以上
D	610 点未満	640 点未満	540 点未満	530 点未満	620 点未満		590 点未満

等級変更の申出

等級の変更とは、前項の土木工事などについて、今回お知らせした等級を下位の等級に変更することをいいます。

- ・主観点数をゼロとし、客観点数のみを総合点数とした業種について、認定を受けている等級の下位の等級に新たに認定されること。

例 Z社

業種	等級	経審	主観	総合
土木	A	915	10	925
電気	B	750	10	760

土木工事

土木工事の総合点数は925点であり、現在の等級はAである(上記の「等級別基準点数表」参照)。主観点数(10点)を除き、客観点数(915点)のみで等級を決めると、新たな等級はBとなるため、申出の対象となり、申出をした場合の新たな認定等級はBとなる。

電気工事

電気工事の総合点数は760点であり、現在の等級はBである(上記の「等級別基準点数表」参照)。主観点数(10点)を除き、客観点数(750点)のみで等級を決めても、等級はBのままであるため、申出の対象とならない。

等級ごとに発注基準額が定められていますので、十分検討し、変更を希望する場合に、等級変更申出書を提出してください。

等級変更の申出要領

(1) 申出方法

- ・ 書面により申し出てください。(様式は下記の申出書様式を参照し作成してください。)
- ・ 簡易書留による郵送で提出してください。
- ・ 競争入札参加資格認定通知書の写しを添付してください。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限

認定通知日から二週間以内(必着)

(4) 宛先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

神奈川県県土整備局建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当 宛

(5) 認定期間

申出の翌月初日から平成29年3月31日まで

(6) 申出書様式

別添のとおり

等級変更に伴う認定

改めて認定した等級に基づき、資格の認定を通知します。

- ・ 等級変更後の「総合点数」は、主観点数をゼロとした点数として取り扱います(客観点数=総合点数となります。)。しかし、主観点数の元となった主観的評価項目の実績まで否定されるものではありません。
- ・ 等級変更に伴い、発注基準額が変わります。

経常建設共同企業体(経常JV)の取扱

すでに申請されている経常JVの構成員が等級変更を認められたことにより、構成員同士の等級関係が崩れた場合には、経常JVの認定は出来ません。

主観点数の内訳など自己情報を確認したい場合は、建設業審査担当[(045-313-0722)へ連絡してください。

等級変更申出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

企業名

代表者名

印

次のとおり、認定を受けている種目の等級の変更を申し出ます。

1 認定番号

2 認定通知年月日 平成 年 月 日

3 申出種目 土木 建築 電気 管 舗装 造園 水道

4 添付書類 競争入札参加資格認定通知書の写し

- 作成上の注意
- 1 A 4 縦普通紙で上記罫線枠内の様式により作成のこと。
 - 2 代表者 印 は、認定申請の誓約書に使用した印を押印のこと。
 - 3 申出種目は、希望業種を で囲むこと。